

れ及び売渡し、委託による乾糞の売渡し等の操作を行なうことにより、蘭及び生糞の価格の適正な水準における安定を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 日本蚕糞事業團(以下「事業團」といふ。)は、法人とする。

第三条 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業團は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業團の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額及び附則第八条第一項の規定により出資される營業の権利並びに事業團の設立に際し次条各分に掲げる者から出資される金額の合計額とする。

2 事業團は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるのである。

3 政府は、前項の規定により事業團がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲において、事業團に出資することができる。

(出資)

第五条 次に掲げる者は、事業團に出資することができる。

1 事業團者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

2 製糞業者(製糞業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。以下同じ。)

3 製糞業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人

第六条 事業團に出資する者は、出資の払込みに

ついて、相殺をもつて事業團に對抗することができない。

(出資証券)

第七条 事業團は、出資に対し出資証券を発行する。

2 前項に規定するもののほか、出資証券に関する事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 事業團は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業團は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第九条 政府以外の出資者(第四十七条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」といふ。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十条 出資者は、事業團の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十二条 事業團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 事業團でない者は、日本蚕糞事業團といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業團について準用す

る。
第二章 役員等

(役員)

第十四条 事業團に、役員として、理事長一人、

理事四人以内及び監事一人を置く。

2 事業團に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業團を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業團の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(代役の選任)

第十六条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十七条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第十八条 政府又は地方公共團体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

2 その役員を解任しなければならない。

3 その役員が次の各号の一に該当するとき、その

他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十二条 役員は、営利を目的とする團体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。

2 ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代役の制限)

第十三条 事業團と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業團を代表する。

(代理人の選任)

第十二条 理事長は、理事又は事業團の職員のうちから、事業團の從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁量外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十三条 事業團の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第十四条 事業團に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業團の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

(運営審議会)

第十五条 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、事業團の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

第三条 第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 生糸の買入れ及び売渡し(第三号の委託による売渡しを除く。)を行なうこと。

二 委託を受けて、乾糸を充てし、加工し、又は生糸と交換すること。

三 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を販賣委託をした者からの委託を受けて充てし、又は生糸と交換すること。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るた

4 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭系価格安定法第二条又は第

4 第二項第一号及び第二号に掲げる業務は、次

条から第三十三条规定に定めるところにより行なうものとする。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭系価格安定法第二条又は第

4 第二項第一号及び第二号に掲げる業務は、次

条から第三十三条规定に定めるところにより行

なうものとする。

(乾糸の売渡し等の受託)

2 事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭系価格安定法第二条又は第九

条の二第一項の規定による政府の買入れの契約

に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が

をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

(乾糸の売渡し等の受託)

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場

合には、次条第一項第二号に掲げる基準繭価を下つて

低落することを防止することを旨として、当該

委託を受ける乾糸の数量の限度を定め、農林大

臣の承認を受けなければならぬ。これを変更

しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内

でなければ、第一項の委託を受けることができ

ない。

(標準売渡価格等)

第三十条 事業団は、次の各号に掲げる価格

を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の

開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも、同

様とする。

一 標準売渡価格及び買入価格 農林省令で定

める期間

二 基準繭価 春蚕繭及び夏秋蚕繭のそれぞれ

の掲立ての時期から出荷の時期までを基準と

して農林省令で定める期間

三 その他農林省令で定める理由があるとき。

(生糸の買換え)

第三十一条 事業団は、前条第二項の約定に基づき

売り戻すほか、同条第一項の規定により買入価

値を保有する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れることができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸を当該事業

十一年法律第三百十号)第二条又は第九条の二

第一項の規定による政府の買入れの契約に基づ

いて売り渡した場合(繭系価格安定法(昭和二

年六月法律第三百十号)第二条又は第九条の二

第一項の規定による政府の買入れの契約に基づ

いて売り渡した場合を除く。)には、当該政令で

定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量(そ

の数量が当該政令で定める数量をこえるとき

は、当該政令で定める数量)を加えて得た数量を

限度とする。

(生糸の売渡し)

第三十二条 事業団は、前条第二項の規定によ

り買入価値を保有する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

にこれに附帯する業務を行なうことができる。

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第一号に掲

げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるもの

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものなどをむ。)を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入

入れができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買入を入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによって保管する生

糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入

の生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並び

を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格(以下「基準糸価」という。)を基準として定めるものとする。

3 第一項第二号に掲げる基準糸価は、繩の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる繩糸水準の実現を図ることを旨として、基準糸価を参考して定めるものとする。

4 基準糸価は、繩糸価格安定法第四条の規定により同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業團に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準完渡価格及び買入価格並びに基準糸価を告示しなければならない。

(業務方方法書)

第三十五条 事業團は、第二十八条第一項から第三十一条までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業團は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方方法書(変更の認可を受けた場合にあっては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第四十条 事業團は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

(事業年度)

第三十六条 事業團の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十七条 事業團は、毎事業年度、事業計画、

予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十五条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

(財務諸表)

第三十八条 事業團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けるなければならない。

2 事業團は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

4 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

5 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

6 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

7 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

8 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

9 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

10 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

11 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

12 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

13 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

14 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

15 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

16 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

17 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

18 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

19 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

20 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

21 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

22 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

23 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

24 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

25 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

26 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

27 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

28 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

29 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

30 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

31 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

32 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託(給与及び退職手当の支給の基準)

33 第一項の規定により各出資者に送付する金額は、銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

34 第二項の規定により各出資者に送付する金額は、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(繩糸の価格に関する勧告)

第四十六条 農林大臣は、繩の売買取引が第三十四条第一項第二号に掲げる基準糸価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む)から繩を買い入れるに当たつては同号に掲げる基準糸価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯しない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第六章 雜則)

19 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

23 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

25 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

29 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

31 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

32 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

33 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

34 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 第四十二条第一号又は第二号の規定による

指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十九条 第二十六条の規定に違反して、その

職務に因して知り得た秘密を漏らし、又は盗用

した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰

金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした事業団の役員又

は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の役員は、三万円以

下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を

受けなければならない場合において、その認

可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしな

ければならない場合において、その書類の送

付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の

持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者の

持分を取得し、又は質権の目的としてこれを

受けたとき。

五 第十一条第一項の政令の規定に違反して、

登記することを意つたとき。

六 第二十八条第一項から第三項までに規定す

る業務以外の業務を行なつたとき。

七 第四十二条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

八 第四十四条第二項の規定による農林大臣の

命令に違反したとき。

第五十二条 第十二条の規定に違反した者は、一

万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第十五条から第十七条までの規定、

附則第十八条中繩糸価格安定法第十四条の二か

ら第十四条の十四までを削る改正規定、同法第

十八条第二号の改正規定及び同法第二十条か

ら第二十二条までを削る改正規定(以下「日本輸

出生糸保管株式会社関係改正規定」という。)並

び附則第十九条及び第二十三条から第三十二

条までの規定は公布の日から起算して六月をこ

えない範囲内において政令で定める日から、附

則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改

正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第

二十二条までの規定は公布の日から起算して六

月をこえかづ九月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事と

なるべき者を指名する。

二 前項の規定により指名された理事長又は監事

となるべき者は、事業団の成立の時ににおいて、

この法律の規定により、それぞれ理事長又は監

事に任命されたものとする。

三 第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団

の設立に関する事務を処理させる。

四 第四条 設立委員は、第五条各号に掲げる者に対

し、事業団に対する出資を募集しなければなら

ない。

五 設立委員は、前項の認可を受けたときは、出

資の募集に応じた第五条各号に掲げる者に対

し、出資金の払込みを求めなければならない。

四 前項の規定により払込みを求められたとき

は、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者

は、その引き受けた出資金の全額を払い込まなければならぬ。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日にお

いて、その事務を附則第二条第一項の規定によ

り指名された理事長となるべき者に引き継がな

ければならない。

第六条 事業団は、前条の規定による設立の登記

をすることによつて成立する。

(日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

第七条 日本輸出生糸保管株式会社は、事業団の規定により、その時において事業団が承継する。

義務は、その時において事業団が承継する。

において解散するものとし、その一切の権利及び

義務は、その時において事業団が承継する。

第三条 日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

2 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

2 日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

3 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

3 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

3 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

4 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

4 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

5 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

5 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

6 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

6 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

7 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

7 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

8 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

8 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

9 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

9 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

10 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

10 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

11 第二条の規定により日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

4 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

5 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

6 前項の場合における株式一株の買取価格は、及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主(政府及び第五条各号に掲げる者に限る)は、その所有する株式の数に比例して、事業団の出資証券の引受人となる。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

5 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

6 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が買取つて消却したものとみなす。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第二項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記について

は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、

臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、農林省令で定める。

(事業団の名称についての経過規定)

第十一条 この法律の施行の際現に日本蚕糸事業団という名称を使用している者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業団の助成事業についての経過規定)

第十二条 事業団の最初の事業年度の第二十八条第一項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕糸事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損益計算上の利益金として政令で定めるところにより算出される金額」とする。

(事業団の事業年度等についての経過規定)

第十三条 事業団の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十一日に終わるものとする。

(増資)

第十四条 事業団は、その成立の日における資本金の金額のうち第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額のうち同号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円以上となるよう、その資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する場合においては、第五条各号

に掲げる者の出資に係る金額が十億円に達するまでは、事業団は、第四条第二項の認可を受けなくとも、その資本金を増加することができる。ただし、第五条各号に掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

(蘭系価格の安定に関する臨時措置法の廃止)

第十五条 蘭系価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第百六十七号)は、廃止する。

(日本蚕糸事業団法の廃止)

第十六条 日本蚕糸事業団法(昭和三十四年法律第百四号)は、廃止する。

(日本蚕糸事業団法の廃止に伴う経過規定)

第十七条 前条の規定の施行前にした廃止前の日本蚕糸事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(蘭系価格安定法の一部改正)

第十八条 蘭系価格安定法の一部を次のように改正する。

第九条の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは次条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項に」、「経済事情」を「経済事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団を相手方として、日本蚕糸事業団が、買い入れて保管する輸出適格生糸」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団のうち同号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円以上となるよう、その資本金を増加するものとする。

(團法(昭和)年法律第号)第二十九条第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。

第九条の三を削り、第九条の四第一項中

「第九条の二第一項」を削り、「第九条の二第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「費用の額を加えて得た額」の下に「又は日本蚕糸事業団法第三十四条第一項第一号に掲げる標準完渡価格のいずれか高い額」を加え、同条を第九条の三とし、第九条の五を第九条の四とする。

第十二条の三中「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」を「若しくは第九条の二第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条の二から第十四条の十四までを削る。

第十八条第二号中「若しくは第十四条の十四第一項」を削り、「第十四条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

(蘭系価格安定法の一部改正に伴う経過規定)

第十九条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の日の前日までは、次に掲げる業務を行なうことができる。この場合において、改正前の蘭系価格安定法第九条の二及び第九条の三の規定の適用については、これらの規定中「日本輸出生糸保管株式会社」とあり、「当該会社」とあるのは、「日本蚕糸事業団」とする。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで及び附則第二十条第一項」とする。

第二十二条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十三条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の日の前日までは、次に掲げる業務を行なうことができる。この場合において、改正前の蘭系価格安定法第九条の二及び第九条の三の規定の適用については、これらの規定中「日本輸出生糸保管株式会社」とあり、「当該会社」とあるのは、「日本蚕糸事業団」とする。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十四条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十五条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十六条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十七条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

第二十八条 第二項の規定により同項に規定する業務が行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十二条第一項から第三項まで」とする。

二 改正前の蘭系価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入出及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸入適格生糸の売渡しを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項」とする。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項」とする。

二 改正前の蘭系価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入出及び保管を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十二条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項」とする。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

- 五 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 六 屋外広告物の表示又は掲出
- 七 前各号に掲げるものほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項各号に掲げる行為が政令で定める基準に適合しないものについて、同項の許可をしてはならない。
- 3 建設大臣は、第一項ただし書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ歴史的風土審議会の意見をきかなければならぬ。
- 4 第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附すことができる。
- 5 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に關しては、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十号)の定めるところによる。
- 6 府県知事は、前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」といふ。)を命じようとするときは、あらかじめ当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第五項前段の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、

当該原状回復等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なうべき旨をあらかじめ公表しなければならない。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

(損失の補償)

第九条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合には、府県は、その損失を受けた者に対して通常生すべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、第十九条に規定する法律(これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。)の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区の指定の趣旨に著しく反するとの認められるとき。

第三条 地方公共団体が歴史的風土の保存上必要があると認めるものについては、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(貰い入れた土地の管理)

第十二条 府県は、前条の規定により貰い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

第十三条 國は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(費用の負担及び補助)

第十四条 國は、第九条の規定による損失の補償で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第百四十四条の規定による裁決を申請することができる。

(行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用)

第十一条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一号)、奈良国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)、京都国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)その他の法律(これらに基づく命令を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、古都たる市町村が特別保存地区内における家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第十六条 総理府に、附屬機関として、歴史的風土審議会(以下「審議会」という。)を置く。

1 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

の他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ「倒産関連保証及びその他の保証」とあるのは「倒産関連保証」と、同条第五項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の債務者」とあるのは「倒産関連保証をした」と、保険法第三条の二第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証による保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証」としては、「当該債務者」とする。

第九条 第二種保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、保険法第三条第二項中「百分の七十」とあり、保険法第五条中「百分の七十(特別小口保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とすた額とする。

第十条 無担保保険、第一種保険、第二種保険又は特別小口保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての保険料の額は、保険法第四条(第五条第九項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年十二月十七日から適用する。

2 第三条の規定は、昭和四十年十二月十六日以前に成立している保険関係については、適用しない。

3 この法律は、昭和四十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに成立している保険関係については、なお從前の例による。

理

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に

し、もつて中小企業の経営の安定に資するため、中小企業信用保険に無担保保険の制度を設け、及

次に、中小企業信用保険臨時措置法案について申し上げます。

[参考]

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の 案に対する修正案(審議会修正)

一部を次のように修正する。

附則第三項中「昭和四十年十二月十七日」を「昭和四十年十二月一日」に改める。

中小企業信用保険臨時措置法案に対する修

中小企業信用保険臨時措置法案の一部を次のよ 正案(委員会修正)

うに修正する。

附則第一項「昭和四十年二月一日」を「昭和四十年十二月一日」に改める。

附則第二項中「昭和四十年十二月十六日」を「昭和四十年十一月三十日」に改める。

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたし

両案の委員長の報告はいずれも修正であつま
ます。

す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議あ
りません。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告のとおり決しました。

○別義文(西田真吉) 本日は、二〇一二年秋の、

（註）（國田昌義） 不可は これにて辭令いた
します。

午後二時十九分散会

出席國務大臣
農林大臣 反田英一君

通商産業大臣 三木 武夫君

昭和四十年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員任命)

一、昨二十四日、佐藤内閣總理大臣から山口議長宛、二十三日付議長において承認した大和田渉を二十四日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、昨二十四日、内閣を経由して公正取引委員会委員長北島武雄君から、私の独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和三十九年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

た。

一、昨二十四日、内閣から次の報告書を受領し

た。

第四十八回および第四十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任)

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

野呂 恭一君

古井 喜實君

實川 清之君

西村 興宣君

賀屋 篤一君

木部 佳昭君

大坪 保雄君

藤本 弘作君

文教委員

松山千恵子君

大坪 保雄君

井出一太郎君

農林水産委員

草野 一郎平君

丹羽 兵助君

森 義視君

井出一太郎君

中澤 茂一君

山中日露史君

徳郎君

小渕 滉三君

山中日露史君

田中 六助君

茂一君

西村 栄一君

商工委員

麻生 良方君

農林水産委員

草野 一郎平君

丹羽 兵助君

森 義視君

井出一太郎君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早川 孝雄君

中澤 茂一君

井出一太郎君

農林水産委員

白濱 仁吉君

藤田 長司君

早

本案は、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、繭および生糸の価格を適正な水準において安定させるために生糸の買入れおよび売渡し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことを業務とする機関として、日本蚕糸事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要があるために提出されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 事業団の組織等

事業団は、政府および民間による出資の法人として、その資本金は、日本蚕糸事業団および日本輸出生糸保管株式会社から引き継ぐ資金と、養蚕業者が組織する農業協同組合等および製糸業者の出資金を合計した金額とすることとし、必要なに応じて資本金の増加ができるところとし、その他事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する運営審議会を置くこととする。

1 事業団の業務の範囲は、(1)生糸の買入れおよび売渡し、(2)委託による乾繭の売渡し、加工、生糸との交換等を行なうほか、(3)農林大臣の認可を受けて開拓するところ。

2 事業団は、出資者たる製糸業者の申込みにより、その者の製造に係る生糸を一定期間の売買条件を付して、後述の買入価格で買入されることとし、毎事業年度の生糸買入数量は、政令で定める数量を限度とすることとすること。

3 事業団は、前項の売渡しの期間を経過してなお保管している生糸を、(1)政府の特別会計に売渡すことができるところとするほか、(2)系価が後述の標準売渡価格をこえて

賄費するおそれがある場合には、一般競争入札等の方法により政府以外のものに売り渡すことができるところとする。

4 事業団法は、繭の取引きに当たり、養蚕業者に対し適正な繭価(基準繭価)が保護されるようにするため、次の措置を講ずることとする。

(1) 農林大臣は、製糸業者に対し、基準繭価以上の価格で繭を買入るべき旨を勧告することができるところとする。

(2) 事業団は、繭が基準繭価に達しない価格で買入されるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより、乾繭の売り渡し等の委託を受けることができることとする。

(3) 事業団は、基準繭価に達しない価格で繭を買入され又は買入されるおそれがある製糸業者については、生糸の買入れの申込みに応じないこととする。

5 事業団は、毎事業年度、前述の生糸の標準買入価格、買入価格および繭の基準繭価を省令で定める一定期間ごとに、農林大臣の認可を受けて定め、この場合、標準充渡価格および買入価格については、適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格(基準系価)を基準として定めることとし、また、基準繭価については、適正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として、基準系価を参考して定めることとする。

(二) 事業団の財務および会計

事業団は、毎事業年度、事業計画、予算および資金計画を作成して農林大臣の認可を受けることとし、また、農林大臣の認可を受けた長期若しくは短期の借入金をすることができることとすること。

6 事業団の監督

農林大臣は、事業団を監督することとし、その監督命令、報告および検査についての規定を設けることとする。

(四) その他

株式会社は、事業団の成立の時において解散することとし、その一切の権利および義務は事業団が承継することとするとともに、これらに伴う総過規定を設けることとする。

2 事業団の設立と関連して、繭価格安定法その他関係法について所要の改正等を行なうこととする。

2 事業団の可決理由

本案は、繭価格の安定を図り、もつて蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資する措置として、適切なものと認め可決すべきものと譲決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十年十二月二十四日

農林水産委員長 山口喜久一郎殿

衆議院議長 濱地 文平

[別紙]

日本蚕糸事業団法案に対する附帯決議

記

政府は、すみやかに左記の各項の実現に努め、蚕糸業振興に遺憾なきを期すべきである。

別措置法案(田中伊三郎君外五十一名提出)に関する報告書

本案は、わが国の古都における歴史的風土を保存するため、国等において講すべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化的向上発展を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「古都」とは、わが國往時の政治、文化の中心として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいうこと。

2 内閣総理大臣は、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。

3 内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、その区域について、行為の規制、閑連施設の整備、土地の買入れ等の事項に関し、歴史的風土保存計画を決定しなければならないこと。

4 建設大臣は、歴史的風土特別保存区内において、歴史的風土の保存上、極必要な部分の地域について、都市計画法の定める下限ぎによつて、歴史的風土特別保存地区を指定することができる。

5 歴史的風土特別保存地区内においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある一定の行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

6 府県知事は、政令で定める基準に適合しない行為については、許可をしてはならないこと。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある一定の行為は、府県知事の許可を受けなければならない。

7 地方は、歴史的風土特別保存地区内の土地につき、土地所有者からその土地を府県

において買入れるべき旨の申出があつた場合、その土地を買入れるものとすること。

8 費用の負担及び補助に関する事項

(1) 国は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用については、政令で定めることにより、その一部を負担すること。

9 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めることにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができること。

10 古都たる市町村が、歴史的風土特別保存区内における家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一課税を行なつた場合には、地方交付税法上の基準財政収入額の算定についての特例措置に関する規定を設けること。

11 議案の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

12 請求のその他所要の規定を設けること。

13 議案の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

14 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

15 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

16 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

17 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

18 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

19 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

20 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

21 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

22 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

23 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

24 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

25 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

26 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

27 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

28 請求の可決理由

本案は、わが国の古都の現状にかんがみ、古都における歴史的風土の保存を図るために措置として、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、小企業者金融の一層の円滑化を図るため、特別小口保険の小企業者一人についての保険額の限度額を現行三十万円から五十万円に引き上げるものである。

二 議案の修正議決理由

本法は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月十七日から適用するものとする。

三 議案の修正議決理由

本案は、小企業者に対する金融の円滑化に資するための措置として有効適切なものと認めるが、適用期日については、さらにさかのばらせる必要があると認めこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

四 許可別紙

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

五 許可別紙

右報告する。

六 許可別紙

昭和四十年十二月二十五日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
商工委員長 内田 常雄

〔別紙〕

(小字及び
――は修正)

改正後の中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定は、昭和四十年十二月十七日から適用する。

七 許可別紙

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講すべきである。

一 特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれを百万円程度に引き上げるよう努力すること。

二 特別小口保険と他種保険との関係については、併用が可能となるよう方向で改善措置を検討すること。

三 特別小口保険の対象となる小企業者の具備す

べき要件のうち納税要件の緩和については、更に検討すること。

中小企業信用保険臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、物的担保を要せず保証人だけで信用保証協会の保証により資金の融通が受けられる特別の保険制度を設けるとともに、倒産した企業または操業短縮中の企業と取引のある中小企業者であつて、一定の要件に該当するものについて、中小企業信用保険に関する特別措置を講じ、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の経営の安定に資するもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もつて中小企業の経営の安定に資するための措置として有効適切なものと認めるが、適用期日については、さらにさかのばらせることに決した。

三 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もつて中小企業の経営の安定に資するための措置として有効適切なものと認めるが、適用期日については、さらにさかのばらせることに決した。

四 許可別紙

右報告する。

五 許可別紙

昭和四十年十二月二十五日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
商工委員長 内田 常雄

〔別紙〕

(小字及び
――は修正)

改正後の中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定は、昭和四十年十二月十七日から適用する。

六 許可別紙

中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講すべきである。

一 倒産閑連中小企業者が受けた倒産閑連保証の別ワクとしてさらに二百万円を認める。

二 倒産閑連保証の特例

(1) 倒産閑連中小企業者が受けた倒産閑連保証については、その者の当該保証にかかる付保限度額を別ワクとし、当該限度額を特別小口保険五十万円、第一種保険百万円、第二種保険一千円、無担保保険については二百萬円とする。

(2) てん補率を百分の八十とする。

(3) 保険料率を年百分の二以内で政令で定める率まで引き下げる。

第一種保険の特例

第一種保険のてん補率をこの法律施行中百分

の八十に引き上げる。

有効期限

本法は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月十七日から適用するものとする。

三 許可別紙

なお、本法は昭和四十二年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

四 許可別紙

右報告する。

五 許可別紙

昭和四十年十二月二十五日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
商工委員長 内田 常雄

〔別紙〕

(小字及び
――は修正)

改正後の中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講すべきである。

一 倒産閑連中小企業者の範囲に關し、倒産企業等に対する通商産業大臣の指定基準及び対象中小企業者の認定基準を定める場合には、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるようになるとともに、再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。

二 中小企業信用保険公庫への出資の増額に努めること。

三 経済情勢の推移によつては、本法の有効期限を延長する等、所要の措置を検討すること。